

鳥取市防犯灯取替え事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和7年1月23日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第5号

鳥取市防犯灯取替え事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正  
する規則

鳥取市防犯灯取替え事業分担金徴収条例施行規則(平成25年鳥取市規則  
第14号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(分担金に係る督促及び延滞金)

第5条 分担金に係る督促及び延滞金の徴収は、鳥取市税外収入金の督促及  
び延滞金の徴収に関する条例(昭和36年鳥取市条例第14号)の定める  
ところによる。

様式第2号中

「

通知書番号		分担金額	
督促手数料			

を

「

通知書番号		分担金額	
-------	--	------	--

に

改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。